

令和2年11月9日

養父市議会議長 様

提出者 養父市議会議員

谷垣 満



賛成者 養父市議会議員

足立 隆啓



同

藤原 芳巳



同

竹浦 昭男



議会広報特別委員会の設置について

上記のことについて、地方自治法第 109 条の規定により、別紙のとおり提出
します。

(提案理由)

養父市議会の活動を広く住民に周知し、市政に対する理解と協力を得るため
の議会広報紙発行及び広報に関する調査を行うため、議会広報特別委員会を設
置するもの。

議会広報特別委員会設置要綱（案）

- 1 設置の目的
議会の広報の諸問題を調査研究する。
- 2 委員会の性格
地方自治法第 109 条に基づく特別委員会とする。
- 3 委員会の名称
議会広報特別委員会
- 4 委員の定数
7人とする。
- 5 付議事件
(1) 議会広報紙の発行に関する事。
(2) 広報に関する調査研究に関する事。
- 6 委員会の設置期間
調査完了のときまで。
- 7 その他
議会の閉会中も継続して調査できるものとする。